

令和6年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：新庄市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
<p>○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化協議会兼地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（新庄市） <p>○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（新庄市、事業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GTFS-JPの作成・提供（新庄市） <p>○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（新庄市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（新庄市） ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（新庄市、事業者） <p>○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校を中心にチラシ等を配布し、市営バスの利用促進を図る（新庄市、事業者）。 ・市民団体に対し、市営バスまちなか循環線の乗り方教室を開催する（新庄市、事業者）。
2. 運行システムの概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付</p>
3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
<p>○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の新庄市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度：R7） RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人 ・新庄市目標値（目標年度：R7） 県外1,900人、県内1,300人 <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の新庄市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人 ・新庄市の目標値（目標年度R7年度末） 0.3回／人（直近年度の実績11,930人） <p>○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の新庄市相当分の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全体目標値（目標年度：R7） 市町村の移動サービスに対する負担額 地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績7,203万6千円） 路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績4億7,553万4千円） コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億3,331万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績103万円）

・新庄市目標値（目標年度R7年度末）

市営バス：20,700,000円（直近年度の実績26,605,683円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

土内線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500人以上（直近年度の実績2,381人）

土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績3.9%）

土内路線への市負担額3,000,000円（直近年度の実績6,019,035円）

芦沢線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900人以上（直近年度の実績1,559人）

芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績5.1%）

芦沢路線への市負担額1,700,000円（直近年度の実績3,341,857円）

まちなか循環線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300人以上（直近年度の実績7,990人）

まちなか循環線路線の収支率：8%以上（直近年度の実績5.8%）

まちなか循環線路線への市負担額16,000,000円（直近年度の実績17,244,791円）

鳥越線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900人（直近年度の実績：13,272人）

鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績75.8%）

鳥越路線への市負担額：290,000円（直近年度の実績325,000円）

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区の沿線集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、新庄市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線、鳥越線について、その運行に係る費用総額29,436,259円のうち、新庄市から運行事業者への負担金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、補助対象路線への上記新庄市の負担額及び委託額も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する新庄市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

土内線・芦沢線を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回る12年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために適切な車両を1台購入する必要がある。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の新庄市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・新庄市目標値（目標年度：R7）
 - 県外 1,900 人、県内 1,300 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の新庄市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
 - ・新庄市の目標値（目標年度 R7 年度末）
 - 0.3 回／人（直近年度の実績 11,930 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の新庄市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - 市町村の移動サービスに対する負担額
 - 地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
 - 路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
 - コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
 - デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
 - タクシー：1 億円（直近年度の実績 103 万円）
 - ・新庄市目標値（目標年度 R7 年度末）
 - 市営バス：20,700,000 円（直近年度の実績 26,605,683 円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
 - 土内線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,381 人）
 - 土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 3.9%）
 - 土内路線への市負担額 3,000,000 円（直近年度の実績 6,019,035 円）
 - 芦沢線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900 人以上（直近年度の実績 1,559 人）
 - 芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 5.1%）
 - 芦沢路線への市負担額 1,700,000 円（直近年度の実績 3,341,857 円）
 - まちなか循環線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300 人以上（直近年度の実績 7,990 人）
 - まちなか循環線路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 5.8%）
 - まちなか循環線路線への市負担額 16,000,000 円（直近年度の実績 17,244,791 円）
 - 鳥越線路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900 人（直近年度の実績：13,272 人）
 - 鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績 75.8%）
 - 鳥越路線への市負担額：290,000 円（直近年度の実績 325,000 円）

(2) 事業の効果

土内線・芦沢線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

また、新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まり、沿線住民の活動の更なる活性化が期待できる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る土内線・芦沢線について、車両の取得に係る費用総額480万円は、新庄市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助金は新庄市の収入となる。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論案の議論
- ・令和4年9月21日（第2回）：地域間幹線系統の協議運賃についての議論（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）
- ・令和5年1月27日（第3回）：令和4年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・令和5年3月30日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）
（日付けは書面協議成立時）

<令和5年度>

- ・令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

○山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和4年度>

- ・令和4年7月15日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の
（日付けは書面報告日） 詳細の変更について（報告のみ）
- ・令和5年2月27日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業詳細の
（日付けは書面協議成立時） 変更について

○新庄市地域公共交通活性化協議会（新庄市地域公共交通会議）

<令和4年度>

- ・令和4年8月4日（第1回）：令和3年度における市営バスの利用状況について
デマンド型乗合タクシー実証運行事業の運行内容の変更
について（書面協議）
- ・令和5年2月20日（第2階）：新庄市地域公共交通網形成計画最終評価について
デマンド型乗合タクシー実証運行事業について
地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業
の変更について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により新庄市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、新庄市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を行っている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県新庄市沖の町10番37号

(所 属) 新庄市総合政策課 企画政策・デジタル推進室

(氏 名) 中嶋 祐樹

(電 話) 0233-22-2115

(e-mail) seisaku@city.shinjo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環線 もみの木ライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(2) まちなか循環線 あじさいライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(3) 県立病院～鳥越線	県立 病院前		農大入口	往 8.0km 復 7.8km	210日	315回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
	新庄市	(4) 土内線	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.6km 復 24.6km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(5) 芦沢線	県立新 庄病院 前	本宮町	芦沢	往 14.7km 復 14.7km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環線 もみの木ライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	241日	964回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(2) まちなか循環線 あじさいライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	241日	964回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(3) 県立病院～鳥越線	県立 病院前		農大入口	往 8.0km 復 7.8km	212日	318回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
	新庄市	(4) 土内線	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.6km 復 24.6km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(5) 芦沢線	県立新 庄病院 前	本宮町	芦沢	往 14.7km 復 14.7km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環線 もみの木ライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	238日	952回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(2) まちなか循環線 あじさいライン	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	238日	952回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(3) 県立病院～鳥越線	県立 病院前		農大入口	往 8.0km 復 7.8km	209日	313.5回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
	新庄市	(4) 土内線	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.6km 復 24.6km	241日	482回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(5) 芦沢線	県立新 庄病院 前	本宮町	芦沢	往 14.7km 復 14.7km	241日	482回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	新庄市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	16,695
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	
新庄市地域公共交通網形成計画	平成30年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
新庄市	新庄市	1	(3) 土内線	小型車両			14	令和4年10月購入			一括
	新庄市	2	(4) 芦沢線								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

もみの木ライン ダイヤ(案)					
No.	停留所名	第1便	第3便	第5便	第7便
1	新庄駅前	7:20	10:00	13:10	15:50
2	JA新庄市前	7:21	10:01	13:11	15:51
3	市役所前	7:22	10:02	13:12	15:52
4	図書館前	7:23	10:03	13:13	15:53
5	老人福祉センター前	7:25	10:05	13:15	15:55
6	ナカムラ薬局前	7:27	10:07	13:17	15:57
7	千門町	7:28	10:08	13:18	15:58
8	新町	7:30	10:10	13:20	16:00
9	ヨークベニマル新庄下田店前	7:31	10:11	13:21	16:01
10	下田町	7:33	10:13	13:23	16:03
11	若葉町	7:35	10:15	13:25	16:05
12	県立病院前	7:42	10:22	13:32	16:12
13	野球所前	7:46	10:26	13:36	16:16
14	東山町	7:46	10:26	13:36	16:16
15	三吉町	7:47	10:27	13:37	16:17
16	ヤマザワ新庄店前	7:51	10:31	13:41	16:21
17	同人社前	7:53	10:33	13:43	16:23
18	ニューグランドホテル前	7:55	10:35	13:45	16:25
19	新庄駅前	7:58	10:38	13:48	16:28
20	JA新庄市前	7:59	10:39	13:49	16:29
21	市役所前	8:00	10:40	13:50	16:30
22	図書館前	8:01	10:41	13:51	16:31
23	老人福祉センター前	8:03	10:43	13:53	16:33
24	堀端町	8:04	10:44	13:54	16:34
25	北高口	8:05	10:45	13:55	16:35
26	川原町	8:06	10:46	13:56	16:36
27	マルシェゴードメ新庄店前	8:07	10:47	13:57	16:37
28	小桧室団地前	8:09	10:49	13:59	16:39
29	明倫学園前	8:10	10:50	14:00	16:40
30	鍛冶町	8:11	10:51	14:01	16:41
31	マックスパリュ新庄店前	8:14	10:54	14:04	16:44
32	円満寺入口	8:16	10:56	14:06	16:46
33	県立病院前	8:20	11:00	14:10	16:50
34	新庄駅前	8:28	11:08	14:18	16:58

あじさいライン ダイヤ(案)					
No.	停留所名	第2便	第4便	第6便	第8便
1	新庄駅前	8:32	11:12	14:22	17:02
2	ニューグランドホテル前	8:33	11:13	14:23	17:03
3	同人社前	8:34	11:14	14:24	17:04
4	ヤマザワ新庄店前	8:36	11:16	14:26	17:06
5	三吉町	8:39	11:19	14:29	17:09
6	東山町	8:41	11:21	14:31	17:11
7	野球場前	8:41	11:21	14:31	17:11
8	県立病院前	8:45	11:25	14:35	17:15
9	若葉町	8:51	11:31	14:41	17:21
10	下田町	8:54	11:34	14:44	17:24
11	ヨークベニマル新庄下田店前	8:55	11:35	14:45	17:25
12	新町	8:57	11:37	14:47	17:27
13	千門町	9:01	11:41	14:51	17:31
14	ペットクリニック山科前	9:02	11:42	14:52	17:32
15	老人福祉センター前	9:04	11:44	14:54	17:34
16	図書館前	9:05	11:45	14:55	17:35
17	市役所前	9:06	11:46	14:56	17:36
18	JA新庄市前	9:07	11:47	14:57	17:37
19	新庄駅前	9:09	11:49	14:59	17:39
20	県立病院前	9:15	11:55	15:05	17:45
21	マックスパリュ新庄店前	9:19	11:59	15:09	17:49
22	円満寺入口	9:20	12:00	15:10	17:50
23	鍛冶町	9:23	12:03	15:13	17:53
24	明倫学園前	9:24	12:04	15:14	17:54
25	小桧室団地前	9:25	12:05	15:15	17:55
26	マルシェゴードメ新庄店前	9:27	12:07	15:17	17:57
27	川原町	9:29	12:09	15:19	17:59
28	北高口	9:29	12:09	15:19	17:59
29	堀端町	9:31	12:11	15:21	18:01
30	老人福祉センター前	9:32	12:12	15:22	18:02
31	図書館前	9:34	12:14	15:24	18:04
32	市役所前	9:35	12:15	15:25	18:05
33	JA新庄市前	9:37	12:17	15:27	18:07
34	新庄駅前	9:39	12:19	15:29	18:09

新庄駅前・土内線ダイヤ案

【土内線(土内→新庄駅)】 1便目

No.	停留所名	時刻
1	土内	7:40
2	黒岩	7:41
3	朴沢	7:41
4	二枚橋	7:46
5	仁田山	7:48
6	仁田山橋	7:49
7	水上	7:50
8	萩野たばこ屋前	7:50
9	旧萩野小学校前	7:50
10	上野	7:50
11	吉沢	7:53
12	黒沢	7:54
13	萩野学園前	7:56
14	泉田十字路	7:58
15	泉田四番町	7:58
16	泉田三番町	7:58
17	小橋	7:58
18	六軒屋	8:01
19	小泉	8:03
20	小泉入口	8:05
21	中山公民館前	8:06
22	中山入口	8:07
23	一本柳	8:08
24	月岡	8:09
25	小月野	8:10
26	円満寺	8:12
27	円満寺入口	8:12
28	県立病院前	8:17
29	新庄駅	8:23

フリー乗降区間

フリー乗降区間

【土内線(新庄駅→土内)】 2便目

No.	停留所名	時刻
1	新庄駅	13:00
2	県立病院前	13:06
3	円満寺入口	13:09
4	円満寺	13:09
5	小月野	13:11
6	月岡	13:12
7	一本柳	13:14
8	中山入口	13:15
9	中山公民館前	13:16
10	小泉入口	13:16
11	小泉	13:18
12	六軒屋	13:20
13	小橋	13:24
14	泉田三番町	13:24
15	泉田四番町	13:24
16	泉田十字路	13:25
17	萩野学園前	13:26
18	黒沢	13:28
19	吉沢	13:29
20	上野	13:31
21	旧萩野小学校前	13:31
22	萩野たばこ屋前	13:31
23	水上	13:32
24	仁田山橋	13:33
25	仁田山	13:34
26	二枚橋	13:37
27	朴沢	13:42
28	黒岩	13:42
29	土内	13:43

フリー乗降区間

フリー乗降区間

【土内線(土内→新庄駅)】 3便目

No.	停留所名	時刻
1	土内	13:50
2	黒岩	13:51
3	朴沢	13:51
4	二枚橋	13:56
5	仁田山	13:58
6	仁田山橋	13:59
7	水上	14:00
8	萩野たばこ屋前	14:00
9	旧萩野小学校前	14:00
10	上野	14:00
11	吉沢	14:03
12	黒沢	14:04
13	萩野学園前	14:06
14	泉田十字路	14:08
15	泉田四番町	14:08
16	泉田三番町	14:08
17	小橋	14:08
18	六軒屋	14:11
19	小泉	14:13
20	小泉入口	14:15
21	中山公民館前	14:16
22	中山入口	14:17
23	一本柳	14:18
24	月岡	14:19
25	小月野	14:20
26	円満寺	14:22
27	円満寺入口	14:22
28	県立病院前	14:27
29	新庄駅	14:33

フリー乗降区間

フリー乗降区間

【土内線(新庄駅→土内)】 4便目

No.	停留所名	時刻
1	新庄駅	15:40
2	県立病院前	15:46
3	円満寺入口	15:49
4	円満寺	15:49
5	小月野	15:51
6	月岡	15:52
7	一本柳	15:54
8	中山入口	15:55
9	中山公民館前	15:56
10	小泉入口	15:56
11	小泉	15:58
12	六軒屋	16:00
13	小橋	16:04
14	泉田三番町	16:04
15	泉田四番町	16:04
16	泉田十字路	16:05
17	萩野学園前	16:06
18	黒沢	16:08
19	吉沢	16:09
20	上野	16:11
21	旧萩野小学校前	16:11
22	萩野たばこ屋前	16:11
23	水上	16:12
24	仁田山橋	16:13
25	仁田山	16:14
26	二枚橋	16:17
27	朴沢	16:22
28	黒岩	16:22
29	土内	16:23

フリー乗降区間

フリー乗降区間

県立病院前・芦沢線ダイヤ案

【芦沢線(芦沢→県立病院前)】 1便目

No.	停留所名	時刻
1	芦沢	9:00
2	芦沢公民館前	9:01
3	志津	9:03
4	角沢公民館前	9:05
5	角沢	9:05
6	一本杉	9:06
7	虫森	9:09
8	野際団地前	9:13
9	東高前	9:13
10	本宮町	9:14
11	最上学園前	9:16
12	神室産業高校前	9:17
13	新松本町	9:17
14	玉の木町	9:17
15	松枝	9:18
16	金沢	9:19
17	鉄砲町	9:20
18	ヨークベニマル新庄下田店前	9:21
19	荘内銀行前	9:23
20	清水川町	9:23
21	南本町十字路	9:24
22	沖の町	9:24
23	新庄駅前	9:25
24	県立病院前	9:32

【芦沢線(県立病院前→芦沢)】 2便目

No.	停留所名	時刻
1	県立病院前	10:56
2	新庄駅前	11:02
3	沖の町	11:04
4	南本町十字路	
5	清水川町	11:06
6	荘内銀行前	11:06
7	ヨークベニマル新庄下田店前	11:08
8	鉄砲町	
9	金沢	11:10
10	松枝	11:11
11	玉の木町	11:13
12	新松本町	11:13
13	神室産業高校前	11:13
14	最上学園前	11:14
15	本宮町	11:17
16	東高前	11:18
17	野際団地前	11:18
18	虫森	11:21
19	一本杉	11:24
20	角沢	11:24
21	角沢公民館前	11:25
22	志津	11:27
23	芦沢公民館前	11:28
24	芦沢	11:30

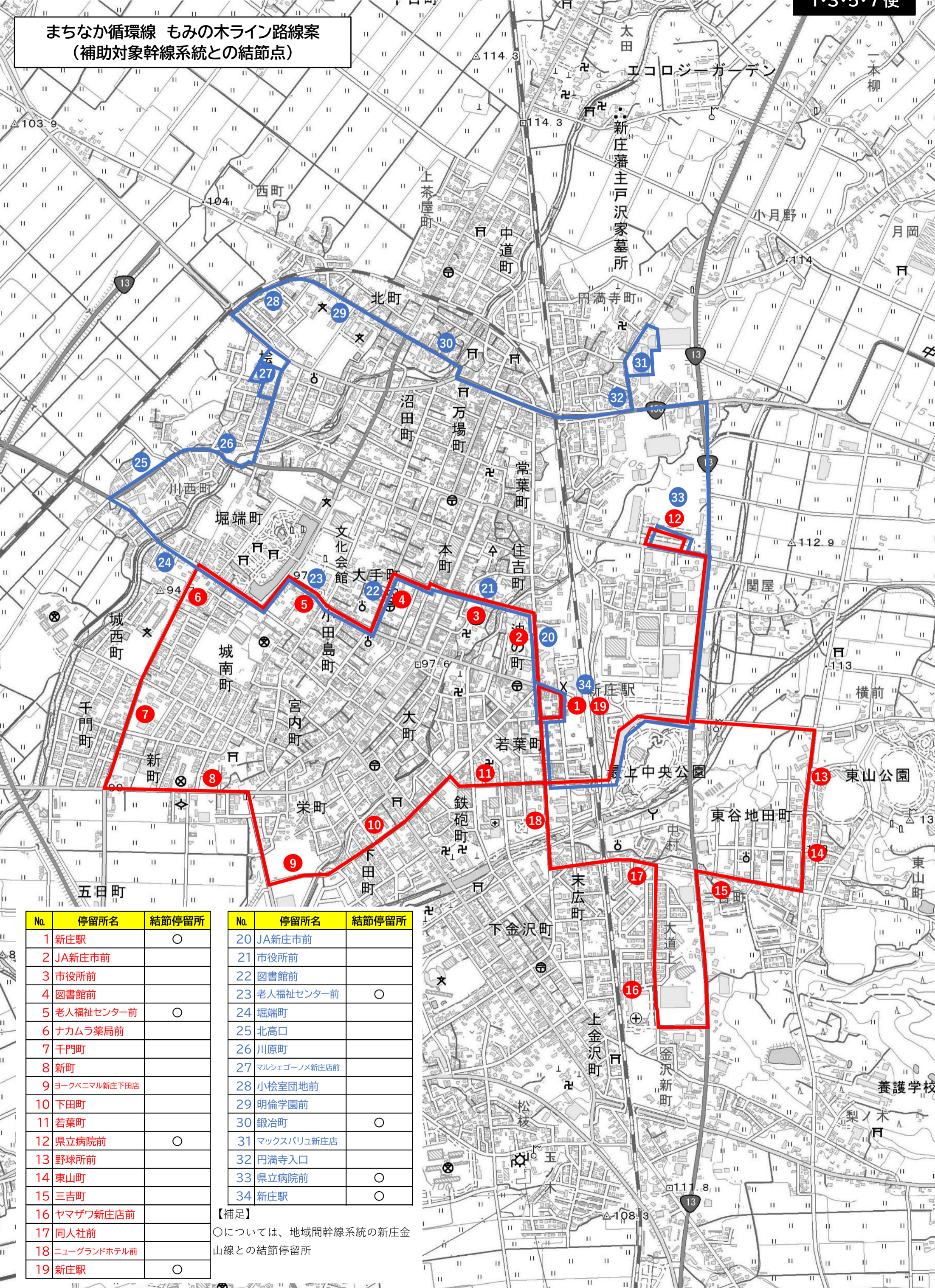
【芦沢線(芦沢→県立病院前)】 3便目

No.	停留所名	時刻
1	芦沢	11:40
2	芦沢公民館前	11:41
3	志津	11:43
4	角沢公民館前	11:45
5	角沢	11:45
6	一本杉	11:46
7	虫森	11:49
8	野際団地前	11:53
9	東高前	11:53
10	本宮町	11:54
11	最上学園前	11:56
12	神室産業高校前	11:57
13	新松本町	11:57
14	玉の木町	11:57
15	松枝	11:58
16	金沢	11:59
17	鉄砲町	12:00
18	ヨークベニマル新庄下田店前	12:01
19	荘内銀行前	12:03
20	清水川町	12:03
21	南本町十字路	12:04
22	沖の町	12:04
23	新庄駅前	12:05
24	県立病院前	12:12

【芦沢線(県立病院前→芦沢)】 4便目

No.	停留所名	時刻
1	県立病院前	14:46
2	新庄駅前	14:52
3	沖の町	14:54
4	南本町十字路	
5	清水川町	14:56
6	荘内銀行前	14:56
7	ヨークベニマル新庄下田店前	14:58
8	鉄砲町	
9	金沢	15:00
10	松枝	15:01
11	玉の木町	15:03
12	新松本町	15:03
13	神室産業高校前	15:03
14	最上学園前	15:04
15	本宮町	15:07
16	東高前	15:08
17	野際団地前	15:08
18	虫森	15:11
19	一本杉	15:14
20	角沢	15:14
21	角沢公民館前	15:15
22	志津	15:17
23	芦沢公民館前	15:18
24	芦沢	15:20

まちなか循環線 もみの木ライン路線案
(補助対象幹線系統との結節点)

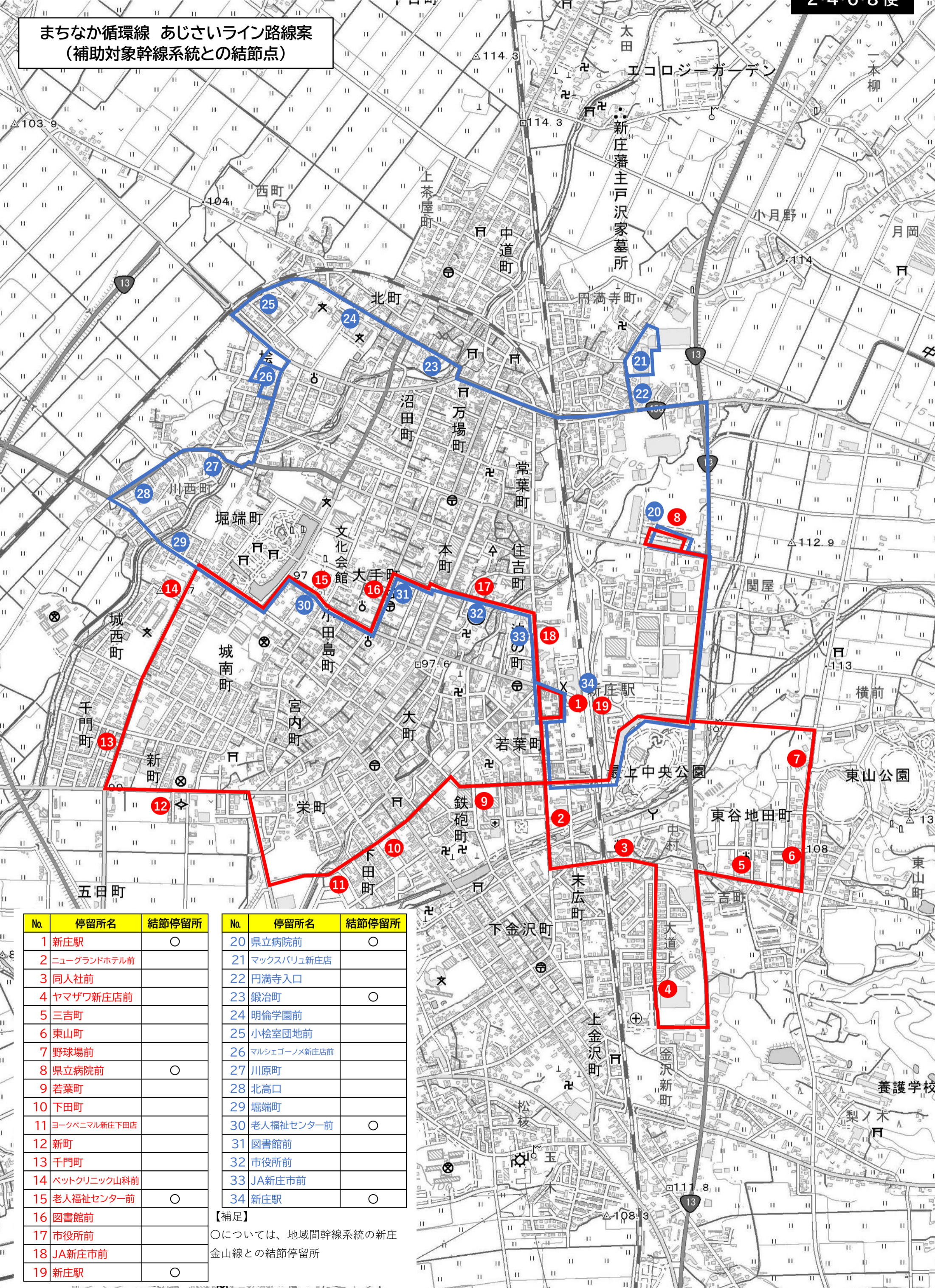


No.	停留所名	結節停留所
1	新庄駅	○
2	JA新庄市前	
3	市役所前	
4	図書館前	
5	老人福祉センター前	○
6	ナカムラ薬局前	
7	千門町	
8	新町	
9	ヨークベニマル新庄下田店	
10	下田町	
11	若葉町	
12	県立病院前	○
13	野球所前	
14	東山町	
15	三吉町	
16	ヤマザワ新庄店前	
17	同人社前	
18	ニューグランドホテル前	
19	新庄駅	○

No.	停留所名	結節停留所
20	JA新庄市前	
21	市役所前	
22	図書館前	
23	老人福祉センター前	○
24	堀端町	
25	北高口	
26	川原町	
27	マルシェゴーノメ新庄店前	
28	小桧室団地前	
29	明倫学園前	
30	鍛冶町	○
31	マックスバリュ新庄店	
32	円満寺入口	
33	県立病院前	○
34	新庄駅	○

【補足】
○については、地域間幹線系統の新庄金山線との結節停留所

まちなか循環線 あじさいライン路線案
(補助対象幹線系統との結節点)

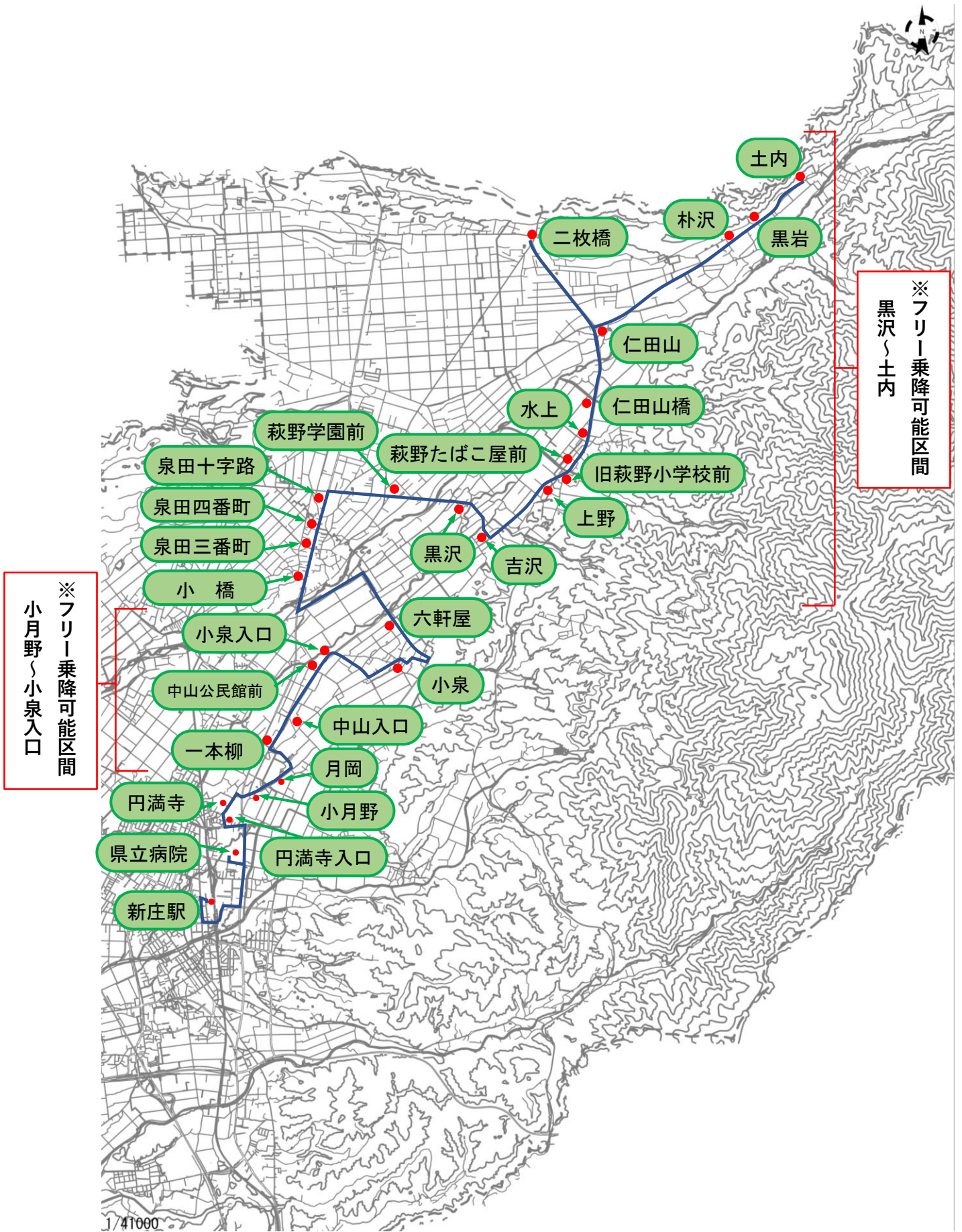


No.	停留所名	結節停留所
1	新庄駅	○
2	ニューグランドホテル前	
3	同人社前	
4	ヤマザワ新庄店前	
5	三吉町	
6	東山町	
7	野球場前	
8	県立病院前	○
9	若葉町	
10	下田町	
11	ヨークパニマル新庄下田店	
12	新町	
13	千門町	
14	ペットクリニック山科前	
15	老人福祉センター前	○
16	図書館前	
17	市役所前	
18	JA新庄市前	
19	新庄駅	○

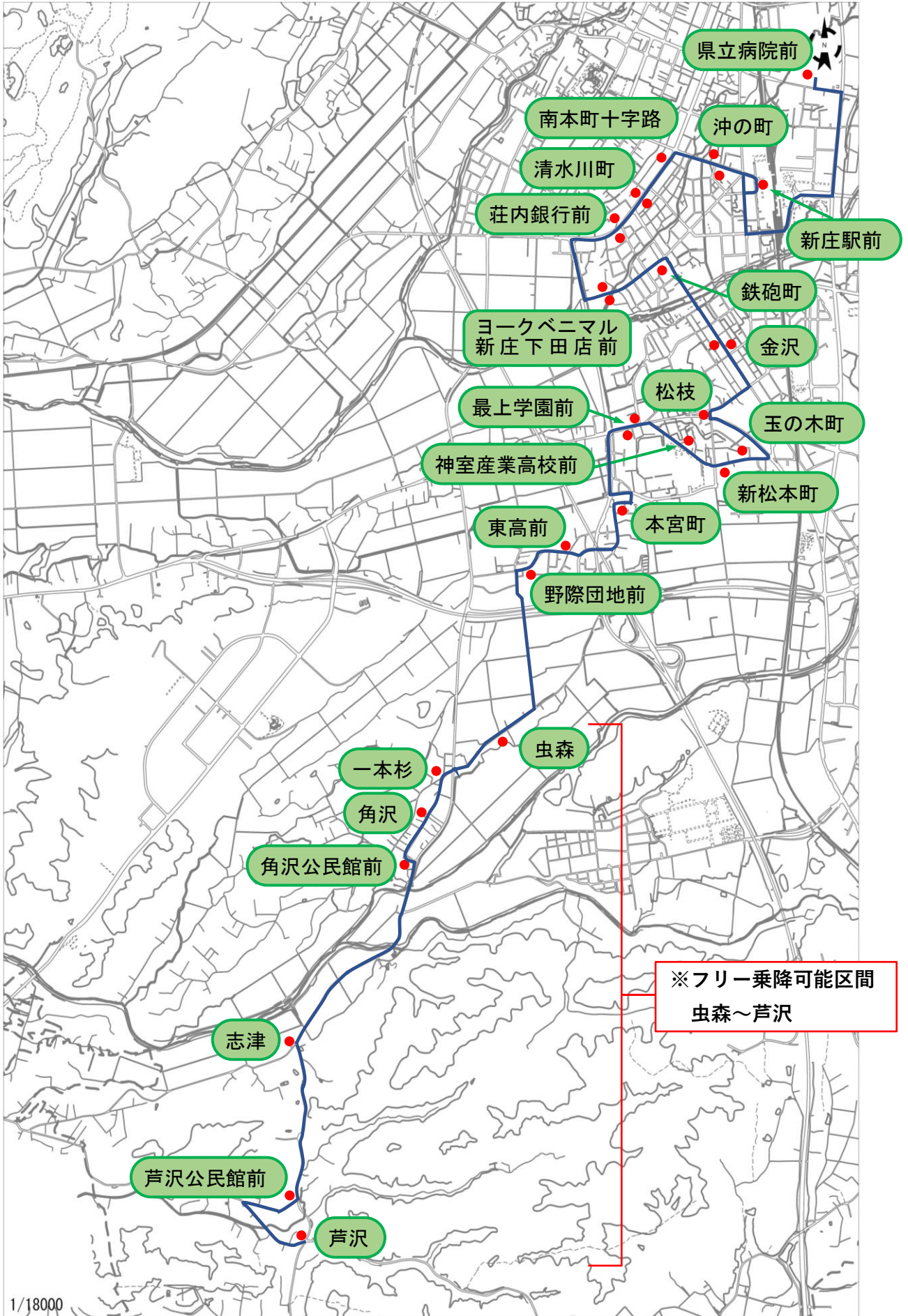
No.	停留所名	結節停留所
20	県立病院前	○
21	マックスバリュ新庄店	
22	円満寺入口	
23	鍛冶町	○
24	明倫学園前	
25	小桧室団地前	
26	マルシェゴノメ新庄店前	
27	川原町	
28	北高口	
29	堀端町	
30	老人福祉センター前	○
31	図書館前	
32	市役所前	
33	JA新庄市前	
34	新庄駅	○

【補足】
○については、地域間幹線系統の新庄金山線との結節停留所

県立新庄病院移転に伴う土内線路線案（R5.5.31 現在）



県立新庄病院移転に伴う芦沢線路線案（R5.5.31 現在）



2023年10月1日～ダイヤ(案)

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

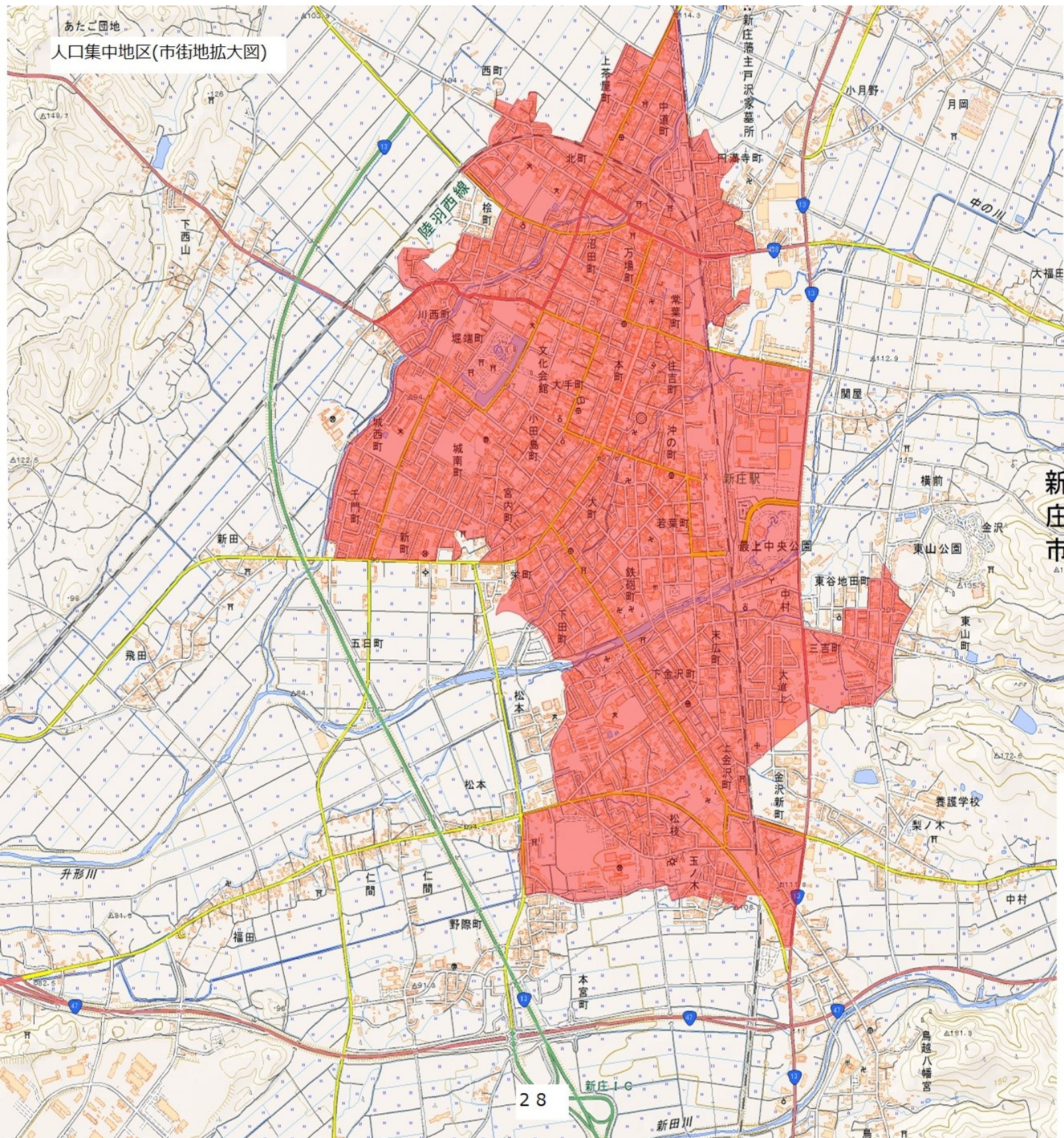
◆日新小学校休校日は下記の便は運休となります。

※移設後の県立病院を經由

【平日ダイヤ】 県立病院 ⇒ 鳥越														
	県立病院前	新庄駅前	沖の町	清水川町	鉄砲町	金沢	上金沢	元宮	鳥越八幡前	鳥越	鳥越上	鳥越中	鳥越南	農大入口
	14:10	14:15	14:16	14:17	14:18	14:20	14:21	14:24	14:25	14:26	14:27	14:27	14:28	14:28
	15:10	15:15	15:16	15:17	15:18	15:20	15:21	15:24	15:25	15:26	15:27	15:27	15:28	15:28

【平日ダイヤ】 鳥越 ⇒ 県立病院															
	農大入口	鳥越南	鳥越中	鳥越上	鳥越	鳥越八幡前	元宮	上金沢	金沢	鉄砲町	清水川町	南本町十字路	沖の町	新庄駅前	県立病院前
	7:30	7:30	7:31	7:31	7:32	7:33	7:34	7:37	7:38	7:40	7:41	7:42	7:43	7:44	7:49

あたご団地
人口集中地区(市街地拡大図)



人口集中地区 (市全体図)

